

## 議案第 1 号

### 瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)の施行に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「法」という。)第 3 7 条において準用する法第 2 6 条の規定に基づき、瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。  
2 瑞穂町新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により、町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、法附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。